

工芸美術会は帝展参加運動のみならず工芸界のための種々の運動を行なった。それは同月報同巻第五号の記事にも明らかであるが、帝展参加は容易に実現せず、組織は大正十二年十二月の日本工芸協会創立によって解散となった。

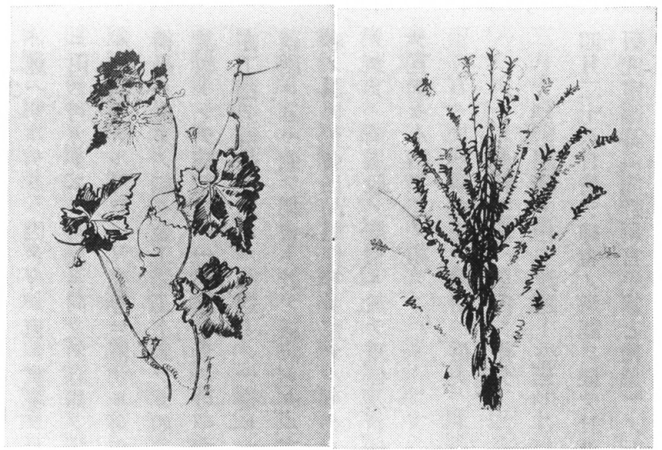
### ⑱ 『命ある野の草』の出版

小倉淳（大正五年三月図案科第一部卒業）が大正八年二月八日にスペイン風邪のため急逝した。柱人社（大正七年結成）はこのために自然解消となり、堀義二を除く四人の同人、齋藤佳三・広川松五郎・原三郎・高村豊周は、大正八年、藤井達吉・今和次郎・西村敏彦・岡田三郎助・長原孝太郎・渡辺素舟と装飾美術家協会を結成。二回の展覧会を開催したのちの大正九年十二月、広川松五郎が編者となって、小倉淳の画集を出版した。『東京美術学校校友会月報』第十九巻第八号の「新刊紹介」に次のように取り上げられている。

命ある野の草 故小倉淳著、廣川松五郎編

麻布區阪下町三五 現代の圖案工藝社發行

本校圖案科卒業生故小倉淳君は内務省技手として明治神宮使廳に勤務の傍ら、日本の古紋章の研究や、野外植物の寫生に一頭地を抜いた力倆を持つてゐた。本書は同氏が植物、殊に野末に咲く名も知られぬやうな雜草を捉へ來つて、氏獨特の研究寫生を成した、草稿中、氏の死去後、本校の所藏と成つたものゝ内、更に氏の友人廣川松五郎氏に依つて撰擇せられた、五十枚の優作を、頗る鮮明なる四切コロタイプ版としたものである。小倉君の此等の



『命ある野乃草』原画の一部（本学附属図書館蔵）

雜草に對する感覺と其表現は全く一種獨特の天稟を以て成されてある。本書に依つて、可憐なる野草の眞の生命が初めて顯はされ見る人々の心を奪ふ、丁度、氏の一面が本書に依つて初めて人々の心に明瞭に示された様に、斯如き天分ある青年圖案家を失つたは、工藝美術界の損失であると同時に、本書は其意味に於て價值ある出版物であると信ずる。

（定價七圓貳十錢）

本書の原画は本学附属図書館に収蔵されているが、鷲ペンで描かれたそれらは、廣川松五郎が「私がかつてこれ程深く植物の性格を把握した本草圖譜を見ない」（本書序文）と記しているように、自然を愛する気持ちの浸み出た、しかも個性的な作品である。この才能豊かな青年の死は仲間たちから非常に惜しまれた。広川は『美術

新報』第二卷第四号（大正八年五月）所収の隨筆「一隅より」においても小倉について書いています。

### ⑨ 補遺・帝国美術院創設と本校

大正八年の帝国美術院創設に関しては第二卷794頁に概要を記したが、後日新資料の発見により、本件が本校改革問題と密接な関係があったことが判つたので、ここに補足して置く。

この資料は東京美術学校名入り野紙三十六枚に毛筆で清書されている。第一枚目に

本校規則改正ハ數年来ノ懸案ニ有之候處種々考究ノ結果現在ノ本校ヲ廢シ新ニ東京美術専門學校東京美術工藝學校ノ二校ヲ置クヲ可トシ且之ニ伴ヒテ美術審査委員會ヲ廢シ帝國美術院ヲ置クヲ必要ト認メ候ニ付左ニ之ニ關スル諸案ヲ具シ高裁ヲ仰キ候也

大正七年 月 日

東京美術學校長 正木直彦  
美術審査委員會主事

文部大臣 岡田良平殿

と記されているところから、大正七年作成の上申書の控えであると考えられる。第二枚目以降は「勅令案」（東京美術専門學校、東京美術工藝學校設置に関する）、「東京美術専門學校規則案」、「東京美術工藝學校規則案」、「勅令案」（帝国美術院設置に関する）、「帝国美術院規程案」から成り、別に「帝国美術院規程案」の草稿一冊（東京美術学校名入り野紙七枚に墨書、訂正入り）が添えられている。

先ず、東京美術専門學校規則案の骨子は、本科に日本画科、西洋画科、彫塑科を置き、毎年一回の進級競技によって進級の可否を決定し、学科は十科目中から選択することとする。別に二学年間の普通科を置き、各本科に進む階梯とする（但し、普通科卒業程度の実技、学科試験に合格した者を直ちに本科に入學させることもある）。普通科の科目は修身、日本画、西洋画、塑造、美術史、人体解剖、遠近法、文学、体操とする。なお、従来のような入學資格中の年令制限は廢止する、というものである。

次に東京美術工藝學校規則案の方は、本科に図案科、鍍金科、彫金科、漆工科、製版写真科を置き、各年限を三年とする。別に二年間の普通科を置き、本科に入る階梯とし（但し書きは前者に同じ）、その科目を修身、絵画、彫塑、図案、美術史、用器画法、文学、体操とする。本科に選択科目は置かない。入學資格中の年令制限廢止は前者に同じ、というものである。

帝国美術院規程案の骨子は、文部大臣の管理に属し、帝国の美術および美術工藝の發達を図り風教を裨補することを目的とする帝国美術院を新設し、会員（勅任待遇）および補員各三十五名を置く（外国人は客員とすることができる）。文部大臣は同院に諮詢することがあり、同院は決議事項を文部大臣に具申することができる。同院は毎年一回美術展覽会を開き、同院会員が審査する、というものであるが、特に注目すべきことは、上記二校との關係を明記した次の条項である。

第十條 帝国美術院ノ會員ハ當該部會ノ議決ニ依リ東京美術専門